

2005 年第 170 號法律公告

《2005 年道路交通 (駕駛執照) (調低費用) 規例》

(由財經事務及庫務局局長憑藉《道路交通條例》(第 374 章)
第 8(1A) 條而根據《釋義及通則條例》(第 1 章)
第 29A 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2005 年 12 月 16 日起實施。

2. 費用

《道路交通 (駕駛執照) 規例》(第 374 章，附屬法例 B) 附表 2 現予修訂——

- (a) 在第 2(i) 項中，廢除“97”而代以“50”；
- (b) 在第 2(j) 項中，廢除“97”而代以“50”。

財經事務及庫務局局長
馬時亨

2005 年 10 月 17 日

註 釋

本規例將發出定罪紀錄的費用及發出無定罪紀錄證明書的費用，由 \$97 調低至 \$50。